

科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について (フォローアップ案)

平成20年4月16日

基本政策推進専門調査会

制度改革ワーキング・グループ

目 次

頁

はじめに（フォローアップにあたって）	1
1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現	2
2. 研究者の流動性を高めるための環境整備	10
3. 研究費の公正で効率的な使用の実現	17
4. 研究支援の強化	22
5. 女性研究者の活躍を拡大するための環境整備	25
6. 治験を含む臨床研究の総合的推進	31
7. 国民の科学技術に対する理解の増進	46

（別表）

制度所管省庁等の主な取組状況

はじめに（フォローアップにあたって）

総合科学技術会議では、科学技術の振興や成果の還元上障害となる制度的な阻害要因として研究現場等で顕在化している諸問題を解決するため、1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現、2. 研究者の流動性を高めるための環境整備、3. 研究費の公正で効率的な使用の実現、4. 研究支援の強化、5. 女性研究者の活躍を拡大するための環境整備、6. 治験を含む臨床研究の総合的推進、7. 国民の科学技術に対する理解の増進について審議を行い、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」（以下「制度改革」という）を平成 18 年 12 月 25 日に決定・意見具申したところである。

今般、意見具申から 1 年強が経過し、制度改革の実現に向けた取組みの進捗状況を把握し、これら取組みを一層強化していくためにフォローアップを行った。

大学においても、その教育研究の特性を踏まえつつ、これら制度改革について、主体的かつ積極的に検討を行うべきとの考えから、フォローアップを行った。

本フォローアップは、全 66 提言について、1. ～ 7. の章毎に、平成 19 年度までに行われた 41 独立行政法人（表 1）、各省及び 87 国立大学法人（平成 19 年 10 月より 86 法人）及び 4 大学共同利用機関法人（表 2）（以下、国立大学法人等という）における取組みを取りまとめ、必要に応じて、それら取組みに対する所見をまとめたものである。

また、各制度所管省庁等の主な取組状況を別表としてまとめた。

1. 優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現

(1) 総論

我が国の科学技術研究開発の一層の促進と国際競争力強化にあたっては、世界の優秀な外国人研究者を我が国に集め、様々な知的活動の中で自らの才能を発揮してもらうこと、及び、それにより優秀な外国人研究者と我が国の研究者が切磋琢磨しあい、相乗効果を上げていくことが重要である。

科学技術については、世界各国が国力の根幹としての意識を一層強めており、優れた研究者を自国に惹きつけるための人材獲得競争が激化しているが、現在、我が国の研究者数に占める外国人の割合は、国立大学法人における教員数比率において、平成 19 年 5 月現在約 2.6%（※1）であり、主要独立行政法人の常勤研究者数比率において、平成 18 年度末現在約 4.1%（※2）であり、過去 3 年間に於いて横ばい状態である。

優秀な外国人研究者が長期にわたり我が国に滞在して研究成果を継続的に生み出す環境づくりのためには、社会保障、税金、住居、子弟教育等、様々な問題を解決する必要がある。また、各大学・研究機関等における外国人の積極的な登用や、事務部門における英語力の強化など受け入れ機関における課題も大きい。

このような状況を踏まえ、「制度改革」において、「研究者の在留期間を 5 年とする運用の確保」や「研究者の在留資格に係る手続きの簡素化」などの提言を行ったところである。この一年で行われてきた取り組みを概観すると、例えば、社会保障協定に関する包括的な実施特例法の公布・施行と社会保障協定締結国の拡大、在留資格「特定活動」で日本に滞在している研究者の親への在留資格の付与が実施されるなど、全体的には着実な進展が見られている。

今後は、出入国管理及び難民認定法の考え方を転換して、優秀な外国人研究者については、同法の事前の規制や手続きを大幅に緩和し、受入大学・研究機関の一定の責任下で、事後のチェックにより、問題があれば厳正に対処していく仕組みの導入を検討すべきである。

※1 文部科学省「学校基本調査報告書」（平成 17、18、19 年）。平成 19 年 5 月における

国立大学法人における外国人教員数(本務者)は 1579 人(2.59%)である。平成 17 年 5 月 1545 人(2.54%)、平成 18 年 5 月 1503 人(2.48%)。

※2 内閣府「独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査 平成 18 事業年度」(2007)。平成 18 年度末の 33 法人における外国人研究者数は 795 人(5.35%)であり、常勤研究者に限定した場合は、432 人(3.34%)である。前年度については、調査方法及び対象の違いにより比較できないが、このうち 27 法人における経年変化でみると、平成 16 年度末 748 人(7.08%)、平成 17 年度末 728 人(6.71%)、平成 18 年度末 721 人(6.58%)であり、常勤研究者に限定した場合には、平成 16 年度末 364 人(4.14%)、平成 17 年度末 396 人(4.34%)、平成 18 年度末 380 人(4.14%)である。

(2) 各論

提言【1-1】研究者の在留期間を 5 年とする運用の確保

- ・研究者の在留期間の上限を 5 年とする改正入管法が成立(平成 18 年 11 月施行)。今後、上記改正出入国管理法と同時に施行された、事業活動の要件を定める法務省令に基づき、在留期間を原則 5 年とする対象となる公私の機関が指定されるが、その指定範囲を可能な限り広くするなど、優秀な外国人研究者を日本に惹きつける制度の実現に向けた運用を行う。【平成 18 年 11 月以降逐次措置】【法務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

平成 20 年 3 月現在、在留資格「特定活動」による在留 5 年が認められる機関として、東京大学、理化学研究所などを含めた 161 機関が指定されている。

今後は、外国人研究者の受け入れ促進の観点から、外国人研究者が、3 年ではなく 5 年の在留許可を得ることが可能であることを周知させるために、法務省が指定機関名を公表すべきである。

提言【1-2】研究者の在留資格に係る手続きの簡素化

- ・現在の申請取次制度に加えて、事務手続きの迅速化の方策として、郵送手続きの導入、さらには電子申請への移行についても検討する。【平成 18 年度より検討・平成 20 年度結論】【法務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

本提言については法務省において、平成 20 年度に結論を得るよう、検討が進められている。特に、電子申請について平成 21 年度を目途に導入する方向で検討している。今後とも、外国人研究者の利便性などを十分に考慮し

つつ、検討を進めるべきである。

提言【１－３】外国人留学生の大学および大学院における「専攻」と就職後の「業種」、「職種」の一致要件の緩和

- ・「専攻」と就職後の「業種」、「職種」の一致要件の緩和と、その周知徹底を図る。【平成 18 年度以降実施】【法務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

法務省においては、外国人留学生の「専攻」内容と就職後の「業種」、「職種」の一致に関しては、学問領域の学際化や企業活動の多様化に鑑み、情報・ＩＴ産業については通知を発出し弾力的な審査運用をしている。

しかしながら、情報・ＩＴ産業以外の業種に対しては、一致要件の緩和に関して未だ通達等の形で明確な指示が出されていない。このため、法務省本省において、地方入国管理局が本趣旨に沿った運用を行っていくことを促進するために、情報・ＩＴ産業以外の業種についても実例等を含めたガイドラインを作成し周知していくべきである。

提言【１－４】学位取得者の就職活動のための滞在期間の一層の延長

- ・在留資格の「特定活動」の一つとして、留学生の卒業後の就職活動やインターンシップを明確に位置づけることを検討する。また、平成 18 年 3 月の出入国管理法運用改善（就職内定者の採用までの滞在延長）の効果を見据えつつ、素行に問題がなく優秀な成績を修め、修士や博士等の高度な学位を日本で取得し、引き続き日本での就職を希望する留学生については、在留期間を現行の 180 日から諸外国並の 1 年に延長するよう検討する。【平成 18 年度検討開始・平成 20 年度結論。問題がないと判断された事項から逐次実施】【法務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

就職活動のための滞在期間の一層の延長については、平成 20 年度に結論を得る検討事項であり、法務省においては、平成 16 年に、当該滞在期間を 180 日間滞在まで緩和したこと及び平成 18 年 3 月に、就職内定した場合に最大 1 年の滞在が可能と緩和されたことに対する運用状況を見つつ検討している。

卒業後の就職活動のため、在留資格を短期滞在に変更する許可件数は大学卒業後の就職活動の場合、平成 17 年 212 件から平成 19 年 994 件と 5 倍近く増大しており、本制度のニーズは高いとかがえる。今後、法務省は、平成 20 年度中に、日本での就職を希望する留学生の在留期間について、一層の緩和に向けた検討を進めるべきである。

提言【１－５】研究者の永住許可要件の緩和

- ・第 3 期科学技術基本計画中にある世界トップクラスとして位置付けられる研究拠点に招聘される優秀な研究者や、例えば世界的な賞の受賞者等で、素行、独立生計に問題がない場合は、在留実績 3 年でも永住を認めるよう、制度改革の主旨に沿って運用を更に緩和する。【平成 18 年度以降逐次措置】【法務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

永住許可要件に関しては、構造改革特区及び地域再生計画の範囲内で、在留実績が 3 年の場合においても永住を認めるよう弾力的な措置を行っているが、当該措置についての全国展開は行われていない。永住許可が得られれば特定の地域に限らず国内のどの地域にも永住可能であること、及び優秀な外国人研究者の能力を国内で活かしていくべきとの観点からも、現在のように地域という自治体ベースで取り組むだけでなく、法務省は、優秀な外国人研究者については、在留実績 3 年で永住を認める措置を全国に展開していくことについて内閣官房及び内閣府とともに検討すべきである。

提言【１－６】研究者の親への在留資格付与

- ・研究者の親へ家族滞在の在留資格が付与できるように、当該外国人研究者の親に関する在留資格に係る措置を実施する。【平成 18 年度措置】【法務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

在留資格「特定活動」で日本に滞在している研究者の親への在留資格の付与は、平成 19 年 3 月 23 日公布・施行の法務省告示（「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同法別表第 1 の 5 の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件の一部を改正する件」平成 19 年法務省告示第 124 号）により実現された。

提言【１－７】研究者への数次有効短期滞在査証の発給

- ・ 海外の優秀な研究者の訪日を活発化させるために、日本の大学、独立行政法人、企業等の公私の研究機関からの申請があり、業績および役職等の要件を満たす優秀な研究者・技術者に対しては、数次有効の短期滞在査証の発給を原則とするよう運用の明確化を図る。【平成 18 年度以降実施】【外務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

外務省による数次有効短期滞在査証の発給要件では、大学の講師以上の職にあるものなどについては、明文化されているが、ポスドク等の若手研究者についての取扱いは明らかでない。なお、中国及びロシア・N I S 諸国人において、査証取得の際に必要とされる身元保証書については、他国と同様に、それぞれ平成 19 年 11 月及び平成 20 年 2 月以降においては、国の研究開発型独立行政法人からの招聘の場合には不要と緩和されている。

国際的に見て、博士課程終了後の研究者の多くはポスドクという形態で研究を進めていることから、今後は招聘研究機関が国の独立行政法人や大学等の高度な研究機関である場合には、ポスドク等の若手研究者でも業績等がある研究者・技術者に対しては、数次有効短期滞在査証の発給を原則として認めるよう運用を改善すべきである。

提言【１－８】研究者への数次有効短期滞在査証の発給

- ・ 2005 年 9 月、我が国より ABTC 交付対象者に研究者を適用すべき旨を APEC に提案し、現在継続審議中であり、引き続き早期実現を目指す。【平成 18 年度以降】【外務省・文部科学省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

A B T C 交付対象者の拡大については、我が国では外務省、文部科学省を中心として、現在議論を継続している。対象となり得る研究者の定義について国際会議において議論を行うとともに、各参加国・地域の運用状況の調査も実施している。

これらの結果を踏まえて、今後も、引き続き早期の実現を目指すべきである。

提言【１－９】二国間租税条約締結の拡大

- ・日本は、現在、主要国５６カ国（平成１８年４月現在）と条約締結済であるが、今後の条約締結交渉に当たっては、科学技術振興のための、日本と外国の相互の人的交流の促進や投資交流の促進といった観点等を踏まえつつ、実状とニーズを総合的に検討し、重要度の高い国から順次交渉を進めていく。
【平成１８年度以降措置】【財務省・外務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

フランスとの租税条約改正議定書が平成１９年１２月に発効、フィリピンとの租税条約改正議定書が平成１９年６月に国会承認（フィリピン側の国内手続きの終了を待って発効）、パキスタン及びオーストラリアとの租税条約（新条約による旧条約の代替）について平成２０年１月に署名が行われるなど、租税条約ネットワークの拡充に向けて、着実な進捗が見られる。現在、アラブ首長国連邦、クウェート、オランダ、ブルネイ及びカザフスタンと交渉中である。

今後も、相手国との経済関係等の実状やニーズを総合的に検討しながら、精力的に取り組むべきである。

提言【１－１０】在留資格「企業内転勤」における活動範囲等の見直し

- ・在留資格「研究」に係る現行の要件を満たしていない場合でも、「企業内転勤」の形態で本邦の事業所において在留資格「研究」の活動に従事することを可能とし、企業に勤務する優れた外国人研究者の来日が促進されるよう検討する。さらに優良な企業に対しては、在留許可を得るための申請手続きについても合わせて緩和が図られるよう検討する。【平成１８年度検討・結論】【法務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

法務省は、企業内転勤における活動範囲等を見直し、在留資格「研究」についても企業内転勤として在留を許可するように、「規制改革推進のための３か年計画」を踏まえ、平成２０年度に措置する予定である。

提言【１－１１】留学生（「留学」在留資格者）の資格外活動の緩和

- ・優秀な外国人留学生を日本の大学に惹きつけ、その活動を支援するために、米国その他の諸外国の制度並びに我が国における TA、RA の活動実態について調査を進め、それらを参考として、大学の責任の下で行う研究・教育の補助活動である TA、RA について、「留学」資格の活動範囲内として、資格外活動許可をとらなくても実施が可能となるよう検討する。【平成 18 年度検討・平成 19 年度結論】【法務省・文部科学省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

留学生が TA、RA を行うためには、資格外活動許可を得る必要があるが、包括的許可により運用面においてはかなり弾力化されており、包括的許可を取得した後には、週 28 時間（学休期間中は 1 日 8 時間）の就労が、学内・学外を問わず許可されている。また、TA、RA としての活動は、当該活動の性質上、一般に単純労働には当たらず、留学生の専攻科目との関係が非常に深いと考えられるため、TA、RA の活動については、週 28 時間以内に就労活動を制限している包括的許可（※１）に限らず、個別許可（※２）によって時間の制限を課されずに従事することもできるよう平成 20 年 4 月 1 日付で措置した。

今後も、留学生が TA、RA としての活動に円滑に従事できるよう、弾力的な運用や電子申請への移行などの必要な取組みの検討を行うべきである。

（※１）包括的許可：活動の内容や場所を特定することなく、通常のアパート等を許可。活動は、1 週について 28 時間以内（長期休業期間にあたっては 1 日について 8 時間以内）。

（※２）個別許可：留学生の専攻科目と密接な関係のある職種であるか等を確認して許可。TA、RA の場合には、具体的な活動内容を疎明する資料（例えば雇用契約書）を提出すればよく、TA、RA 以外の通常のアパート等の活動と合わせて 1 回の申請でまとめて許可することもできる。

提言【１－１２】外国人研究者に対する社会保障制度の改善

- ・相手国と我が国相互における実状とニーズに応じて、社会保障協定締結国を拡大する。また、協定発効の加速化を図るため、国毎に実施特例法を制定するという従来の手法を改革する必要がある。具体的には、これまで相当の期間（独は約１年１０ヶ月、米は約１年８ヶ月等）を要していた署名から発効までの期間の短縮化のため、将来のいずれの国との協定にも対応可能な包括的な実施特例法を早期に制定する。なお、脱退一時金制度については、個々の協定の発効に伴い不要となる措置であるとの観点を踏まえ、協定締結の進捗状況を見つつ、必要に応じて検討する。【平成１８年度以降逐次実施】【厚生労働省・外務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、米国の４カ国に加え、平成１９年以降、ベルギー、フランス、カナダの３カ国との間で協定発効済み、オーストラリア、オランダ及びチェコとの間では署名済みである。また、現在、スペイン及びイタリアとの間で政府間交渉を行っている（日程調整中を含む）。さらに、アイルランド、ハンガリー、スウェーデン、スイス及びルクセンブルクの５カ国との間で当局間協議を行っている（日程調整中を含む）。これに加えて、社会保障協定締結の加速化を図るため、国毎に実施特例法を制定するという従来の手法を改め、将来のいずれの国との協定にも対応可能な包括的な実施特例法として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が平成１９年６月２７日に公布され、平成２０年３月１日に施行された。これにより、今後は、署名から発効までの期間短縮が期待される。

今後とも、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮しつつ、社会保障協定の締結を一層推進していくべきである。

2. 研究者の流動性を高めるための環境整備

(1) 総論

我が国の研究環境を活性化するためには、人材が内外や官民の様々な研究組織の間を容易に移動できるようにすることが重要である。しかしながら、現在の日本の制度は、所属組織を移りながらキャリアを磨いていく研究者に対して、十分に整備されているものではない。研究者が所属組織を変えることにより、経済的に問題となる主要な制度としては、年金と退職金があげられる。すなわち、研究者が所属組織を変える場合には、同一組織に勤続し続けた場合に比べて生涯的に受け取る年金の額や条件が不利になり、さらには退職金の額が減少する点である。

このような状況を踏まえ、「制度改革」において、年金制度の改革や、退職金前払い制度の導入などの提言を行ってきたところである。

国立大学法人における全教員数に占める任期付教員比率は平成 18 年 10 月現在約 14% (※ 1)、独立行政法人における全常勤研究者に占める任期付常勤研究者比率も平成 18 年度末現在約 24%と (※ 2)、任期付研究者の割合が増加しており、一部で人材流動化の進展が見られるものの、全体としての進捗状況は必ずしも十分なものではない。

理化学研究所、一部の国立大学法人等など、いくつかの法人においては、退職金前払い制や年俸制を積極的に取り入れ、研究者の流動性を高める努力をしているが、全く取り組む意思の見られない機関もあり、全体としては人材流動化に対する取組みはこれからの課題と言える。各機関の取り組みだけでは解決できない要因もあるものの、国立大学法人等・独立行政法人においては法人化により自由度が増したので、機関の長がリーダーシップを発揮し、退職金前払い制や年俸制を取り入れていくなど人材の流動化促進の取組みを行っていくべきである。

※ 1 内閣府『国立大学法人等の科学技術関係活動に関する調査結果 平成 18 事業年度』(2007)及び文部科学省調べ。平成 18 年 10 月における任期付教員数は 8,816 人(14.5%)である。平成 16 年 10 月 6,956 人(11.4%)、平成 17 年 10 月 8,453 人(13.9%)

※ 2 内閣府『独立行政法人の科学技術関係活動に関する調査結果 平成 18 事業年度』(2007)。平成 18 年度末の 33 法人における任期付研究者(常勤)は 3,164 人(24.5%)。前年度については、調査方法及び対象の違いにより比較できないが、このうち 27

法人における経年変化でみると、平成 16 年度末 2,531 人(28.8%)、平成 17 年度末 2,643 人(29.0%)、平成 18 年度末 2,910 人(31.7%)である。

(2) 各論

提言【2-1】移動者に不利益を生じさせない新たな年金制度の構築

- ・今後の被用者年金制度の一元化に係る制度設計においては、官民間移動時の通算措置が確保されるよう検討する。【平成 18 年度以降検討、平成 22 年度結論】【財務省・厚生労働省・文部科学省・総務省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

いわゆる 2 階部分の官民の制度的差異を解消する内容を盛り込んだ「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が第 166 回国会（平成 19 年 1 月～7 月）に提出され、現在継続審議中である。新たな 3 階部分の年金については、関係省庁間で検討中である。

今後の被用者年金制度の一元化に係る制度設計においては、官民の人材の流動性を高めるために官民間移動時の通算措置が確保されるよう関係省庁間で幅広い観点から検討すべきである。

提言【2-2】外国人研究者に対する社会保障制度の改善

提言【1-12】の再掲のため、記載省略

提言【2-3】退職金前払い制度の広範な導入

- ・大学及び研究機関（地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く）並びに民間企業において、少なくとも新規採用者については退職金前払い制度の選択肢（退職金前払い分の従前給与に上乘せ）を利用可能とし、可能な限り既に雇用されている研究者にも適用範囲を広げることが、競争力強化の一方策として検討する。【平成 18 年度検討・平成 19 年度結論】【大学及び研究機関を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

退職金前払い制度は、任期付職員に対して、沖縄科学技術研究基盤整備機構（内閣府所管）、理化学研究所、日本原子力研究開発機構、宇宙航空研究開発機構、一部の国立大学法人等（24 法人）（以上、文部科学省所管）にお

いて実施されており、さらに平成 20 年度からは、物質・材料研究機構（文部科学省所管）が、制度を導入する予定である。なお、任期の定めのない職員について、退職金前払い制度を適用する職制を設けている法人は理化学研究所のみである。導入状況は、概して低調であり、その原因としては、多くの独立行政法人は、税制上の取扱い、行政改革における総人件費改革における人件費削減、給与制度の変更に伴う職員との調整などを挙げている。いずれにせよ、現在、任期付任用制や招聘制度などにより、研究者の人材流動化を進めていく必要がある中で、途中で研究機関を移動する研究者は、現行の退職金制度においては支給額が非常に低く算定されるという不利益を被ることとなる。研究者のキャリアパスが多様化していく中で、国立大学法人等・独立行政法人も、単一の制度にこだわらず、現行の後払い退職金制度に加えて前払い退職金制度を選択肢の 1 つとして加えていくことは重要であり、今後とも、各法人において検討をすすめていくべきである。

なお、退職金が人材流動化の妨げにならないためには、本提言でも言及しているように、研究開発型独立行政法人及び国立大学法人等間で退職金通算協定を幅広く締結していくことも同時並行的に検討していく必要がある。現状においては、国立大学法人等相互間や、国立大学法人等と一部の独法間で退職金通算協定が締結されているものの、国立大学法人等-独法間や独法-独法間においては、退職金通算協定が締結されていない場合が大部分であり、移動の際の妨げになっている。国立大学法人等・研究機関等の法人化前においては、職員が国家公務員であったことから、国立大学法人及び各研究機関間で移動しても退職金は通算されていたことに鑑み、国立大学法人等及び独立行政法人では、退職金通算にあたっての問題に配慮しつつ、退職金通算協定の締結を広範に進めるよう検討すべきである。

提言【２－４】年俸制の拡充

- ・大学及び研究機関（地方公共団体の設置する大学や国立試験研究機関を除く）並びに民間企業において、国内及び外国人の優秀な人材を確保し、日本での活躍を促進するために、業績に連動した給与制度の構築により、優秀な人材には相応の収入が獲得できる年俸制の選択肢を設けることを、競争力強化の一方策として検討する。【平成 18 年度検討・平成 19 年度結論】【大学及び研究機関を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

年俸制を、新規採用の全ての常勤研究職員に適用している研究機関は、沖縄科学技術研究基盤整備機構（内閣府所管）及び理化学研究所（文部科学省所管）である。このうち、沖縄科学技術研究基盤機構においては、全ての研究職員が年俸制であるが、理化学研究所の定年制研究職員においては、年俸制を適用する職制を設けるとともに、平成 20 年 4 月 1 日以降の定年制研究職員採用者に対しては全て導入していくこととしている（平成 18 年度においては、360 名中 37 名の職員に適用）。

なお、業績連動給は大部分の研究機関の研究職員に導入されている。また、国内外のトップレベルの研究者を研究機関に招聘する上では、それに相応しい特別な俸給体系の整備が重要であり、情報通信研究機構（総務省所管）、物質・材料研究機構、宇宙航空研究開発機構、海洋研究開発機構、国立大学法人等（全 91 法人中 14 法人）（文部科学省所管）、産業技術総合研究所（経済産業省所管）などで制度が整備されている。

通常の俸給体系に加えて、このような年俸制の導入は、優秀な人材を獲得し各研究機関の競争力を強化していく上でも非常に有用であることから、実施していない国立大学法人等・独立行政法人では、そのような取組みを積極的に検討していくべきである。

提言【２－５】インターンシップの拡充

- ・各大学において、現在主に行われている短期のインターンシップに加えて、より実践的な研究人材を、産学協働で育成する観点から、大学カリキュラムでの単位化を前提とした、３ヶ月以上の長期インターンシップ体系の構築を支援し、その普及を促進する。また、インターンシップの対象となる人材も、実状とニーズに応じて、学部生のみならず大学院生まで範囲の拡充を図る。その際、各大学は教育理念・目標などに基づいて教育上どのようにそれを位置づけるのか、明確にする。なお、長期インターンシップは、その期間の研究活動および教育活動が疎かにならないよう十分配慮する。【H18 年度以降逐次実施】【文部科学省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

文部科学省では、「派遣型高度人材育成協同プラン」において、産学が協同し、大学院生を対象とする、企業現場等の実践的環境を活用した、質の高い長期インターンシッププログラムの開発・実施に取り組む優れた教育プロジェクトを 30 件（平成 17 年度 20 件選定、平成 18 年度 10 件選定、期間は 5 年間。予算額：平成 17 年度 1.30 億円、平成 18 年度 2.47 億円、平成 19 年度 2.34 億円、平成 20 年度は「産学連携による実践型人材育成事業」7.33 億円の内数）選定し、継続的に支援している。また、国立大学法人では 53 大学の大学院において、授業科目としてインターンシップが実施されている。これらの大学では、インターンシップ中の大学としての研究及び教育が疎かにならないようにするため、インターンシップのプログラム実施にあたって、学生の指導教員と研修先指導責任者との間で事前に入念に計画を立てることや、インターン研修先の指導者を特任教員として委嘱する、定期的に報告書を提出させるなど、各種の取組みが試みられている。

実施されていない大学においては、文部科学省施策を積極的に活用するとともに、文部科学省においては、53 大学で行われているインターンシップの事例を積極的に公表し、インターンシップのモデルや約款例を提示すること等により、インターンシップの拡充に努めるべきである。

提言【2－6】【2－7】大学・独法研究者の兼業、出向、研究休暇制度の整備・活用

- ・異動によって退職金、年金等の不利益を被らないよう、大学、独法において兼業、出向、研究休暇制度を整備する。その際、当該教職員が不在となる間、当該教職員が所属する機関は、例えば、学生指導や講義等に関する十分な支援を行うなどの体制を整える。【平成 18 年度以降早期に実施】
- ・各大学等において、兼業、出向、研究休暇制度について、大学教員、独法職員に周知徹底する。【平成 18 年度以降早期に実施】【大学及び研究機関を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

国立大学法人等・独立行政法人において、兼業・出向規定は、ほぼ整備されている。常勤研究者が 100 名以上の研究機関において、兼業制度の活用が活発である法人は、国立文化財機構(66%)、物質・材料研究機構(42%)、産業技術総合研究所(40%)、国立環境研究所(38%)、日本原子力研究開発機構(26%)、情報通信研究機構(22%)などがあげられ、出向制度の活用が活発である法人は、国立文化財機構(6.9%)、情報通信研究機構(5.8%)、産業技術総合研究所(2.7%)、日本原子力研究開発機構(2.3%)などがあげられる(括弧内の数字は、平成 19 年度における、全常勤研究者に対する兼業制度・出向制度を活用した人数の割合を示す)。

多くの機関において、兼業、出向、研究休暇制度などの規則類は、所内 WEB でいつでも閲覧できるようになっており、その内容も各機関において周知徹底が図られている。

研究休暇制度については、まだ必ずしも多くの研究機関に導入されているものではないが、主な取組み事例としては、以下の例が挙げられる。

- ・研究休暇制度が制度化されており、教育や大学運営などの業務を一定期間免除して研究に専念できるようになっている(岩手大学)。
- ・平成 19 年度から、サバティカル研究員制度を創設。本制度は、一定期間継続して優秀な研究成果を上げた、原則 40 才以上の者に対し、その資質向上のため、1 ヶ月～6 ヶ月の期間、本人が希望する国内外の研究機関又は大学に派遣する制度である(物質・材料研究機構)。

研究休暇制度を導入していない国立大学法人等・独立行政法人においては、これらの取組みを参考としつつ、制度の導入を検討していくべきである。

3. 研究費の公正で効率的な使用の実現

(1) 総論

研究費を公正で効率的に使用するためには、配分機関において、国民に対し透明性を確保しつつ厳正な審査をした上で、真に必要な額が配分されることが大前提である。しかし、新たな知を探究する研究活動においては、研究計画時において予想しない事態が生じうるため、予算使用の制度が硬直的すぎると効果的な研究推進が妨げられる可能性がある。研究開発現場において、より良い資金利用環境を形成し、限りある予算を有効活用することにより、さらに優れた研究成果を導き出すことが重要である。

また、ルールの明確化、研究費の機関管理の徹底など、関係府省・配分機関、研究機関が連携の上、公的研究費の不正使用等の防止のための取組みを推進する必要がある。

このような状況を踏まえ、「制度改革」において「繰越明許費制度の活用促進及び周知徹底」、「研究費の交付時期の早期化」などの提言を行ったところである。

これらの提言に対し、各省が行った主な取組みとして、文部科学省では、科学研究費補助金において、事例を挙げて、繰越明許費制度の取扱いの明確化を図る通知（平成 18 年 4 月 1 日）を発出することにより、当制度の使用実績は平成 17 年度 55 件から平成 18 年度 641 件（平成 19 年度 1297 件申請中）と飛躍的に向上した。また、厚生労働省では、事業公募の早期化や外部機関への研究費配分事務の移管（FA 化）などにより、厚生労働科学研究費補助金の新規課題交付について、平成 18 年度 4～6 月には 21%しか交付されていなかったものが、平成 19 年度には 87%が 4～6 月に交付決定され、飛躍的な早期化が図られた。

また、各国立大学法人等・独立行政法人のほとんどにおいて、公正で透明な資金管理体制が構築されている。

このように、「研究費の公正で効率的な使用の実現」を目指し、一部では着実な進展が見られる一方、平成 19 年度の繰越明許費制度の活用が全くないもの（平成 19 年度競争的資金制度（表 3）全 37 制度中 27 制度）も多く、これからの取組みをさらに強化していくべきである。

（２）各論

提言【３－１】繰越明許費制度の活用促進及び周知徹底

- ・ 繰越事由の要件を現場に周知徹底するとともに、繰越の運用実態を各機関等が幅広く共有するよう、取組みを進める。【平成 18 年度実施】【競争的資金を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

全体としては、各競争的資金制度（表 3）における繰越明許費制度は平成 19 年度全 37 制度中 27 制度（平成 18 年度では 36 制度中 32 制度）について全く活用されていない等、依然として低調である。しかし、科学研究費補助金においては、平成 18 年 4 月に研究費の年度間繰越について、事例を追加し、適正な活用が図られるよう取扱いの明確化を図る通知を发出（平成 18 年 4 月 1 日）した結果、繰越件数は、平成 17 年度 55 件から平成 18 年度 641 件（平成 19 年度 1297 件申請中）と激増した。これは、今までの繰越明許費の取扱いが自然災害等の外部要因によるものだけでなく認識されていたものが、「研究の進展に伴い、当初予想し得なかった新たな知見が得られたことから、その知見を使用し十分な研究成果を得るために、当初の研究計画を変更する必要が生じた」などの事例を通知書に加え、研究の進捗状況によっても繰越しが可能であることを示したためである。

繰越明許費制度が活用されていない理由として、各省からは研究者側からの要望がないためとの説明が多かったが、科学研究費補助金の例でもわかる通り、繰越しが自然災害等の外部要因によるものだけでなく認識されている可能性が高いため、繰越要件の明確化及び適切な繰越事例の追加により、繰越明許費制度の活用が自然災害等の外部要因だけでなくことを周知徹底すべきである。

また、東京大学では、具体例を示しながら繰越申請書の書き方やチェックポイントについて解説する繰越申請書記入要領を作成するなどの取組みを行っている。競争的資金を利用する国立大学法人及び研究機関においても、このような事例を参考としてガイドラインを作成するなど、繰越明許費制度の活用を図っていくべきである。

提言【3－2】、【3－3】、【3－4】研究費の交付時期の早期化

- ・研究費の年度当初の交付に向けて、更なる早期化を目指すとともに、特に、研究費の継続分については、原則年度開始当初に交付する。【平成 19 年度から実施】【競争的資金を所管する各府省】
- ・厚生労働科学研究費補助金について、9 月時点で 9 割以上の交付決定通知を行うことを目標として、その早急な実現に取り組む。【平成 19 年度から実施】【厚生労働省】
- ・厚生労働科学研究費補助金の外部機関への研究費配分事務の移管（FA 化）についても、利益相反の疑いを招かない公平・透明な FA の在り方の検討を進めつつ、平成 22 年度の目途に段階的に業務の移管を推進し、交付時期の更なる早期化に取り組む。【平成 18 年度以降逐次実施】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

各競争的資金制度（表 3）における、新規課題（資金配分型独立行政法人の運営費交付金等による事業は、当該独立行政法人の中期計画終了時以外は年度をまたぐ契約を行っているため除いている）と継続課題別の平成 16 年度から平成 19 年度までの 4～6 月に交付された割合をまとめると、次の通りである。

<新規課題>（4～6 月交付）

平成 16 年度（対象 13 制度）		平成 17 年度（対象 19 制度）	
90%以上	: 6 制度	90%以上	: 4 制度
90%未満 50%以上	: 1 制度	90%未満 50%以上	: 1 制度
50%未満	: 6 制度	50%未満	: 14 制度
平成 18 年度（対象 18 制度）		平成 19 年度（対象 20 制度）	
90%以上	: 7 制度	90%以上	: 7 制度
90%未満 50%以上	: 3 制度	90%未満 50%以上	: 3 制度
50%未満	: 8 制度	50%未満	: 10 制度

<継続課題> (4～6 月 交付)

平成 16 年度 (対象 19(12) 制度)		平成 17 年度 (対象 26(14) 制度)	
90%以上	: 17(10) 制度	90%以上	: 22(10) 制度
90%未満 50%以上	: 1(1) 制度	90%未満 50%以上	: 1(1) 制度
50%未満	: 1(1) 制度	50%未満	: 3(3) 制度
平成 18 年度 (対象 34(20) 制度)		平成 19 年度 (対象 34(20) 制度)	
90%以上	: 28(14) 制度	90%以上	: 29(15) 制度
90%未満 50%以上	: 0(0) 制度	90%未満 50%以上	: 0(0) 制度
50%未満	: 6(6) 制度	50%未満	: 5(5) 制度

※ () 内の数字は資金配分型独立行政法人の運営費交付金等による事業を除いたもの

以上からわかるとおり、平成 19 年度における継続課題については、約 85% の競争的資金制度において、年度開始当初に交付が行われている。しかし、新規課題（資金配分型独立行政法人の運営費交付金等による事業を除く）については、年度開始当初に交付が行われていないものがいまだ多く（平成 19 年度において、7 月以降に新規課題数の 50%以上を交付しているものは 20 制度中 10 制度）、かつ、1～3 月に課題数の 90%以上の交付が行われているもの（「キーテクノロジー研究開発の推進」（文部科学省））も存在し、これら制度についてはなお一層の改善が必要である。

厚生労働科学研究費補助金の新規課題については、平成 19 年度において、全 28 事業中 6 事業の配分機能を 4 機関に移管（FA 化）する試行を実施したこと等により、平成 18 年度では交付時期 4～6 月 21%が、平成 19 年度では交付時期 4～6 月が 87%となり（平成 18 年度： 7～9 月 32% 平成 19 年度： 7～9 月 4%）、早期化が格段に進んだ。また、継続課題についても、平成 18 年度では交付時期 4～6 月 23%が、平成 19 年度では交付時期 4～6 月が 97%となり（平成 18 年度： 7～9 月 42% 平成 19 年度： 7～9 月 1%）、早期化が進んでいる。今後とも平成 20 年度に予定されている事業については、原則年度開始当初に交付できるよう改善すべきである。

提言【３－５】公正で透明な資金管理体制の確立

- ・ 大学等研究機関においては、経費の管理・監査体制を整備し、公正で透明な資金管理体制を確立する。資金配分機関においては、研究費配分ルール作りやその徹底、研究機関の責任の明確化等を進めていく。また、公的研究費の使用に関する研究機関からの問い合わせに対して、資金配分機関が迅速かつ分かりやすく回答する体制の整備に努める。研究機関、資金配分機関は「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組みについて（共通的な指針）」（平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議決定）に基づき、上記取組みを具体的に推進する。【平成 19 年度実施】【大学及び研究機関を所管する各府省・競争的資金を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

全ての関係府省・資金配分型独立行政法人が「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」に定める 8 項目（ルールの整備・明確化、効果的・効率的な検査、機関管理の徹底、不正研究者の競争的資金の応募資格制限、研究機関への指導助言、研究機関へのペナルティ、研究費の重複・集中の排除、情報提供の充実）を実施済みである。

また、国立大学法人等・独立行政法人における不正使用等防止対策については、関係府省・資金配分型独立行政法人において、研究費交付時や検査時にチェックする体制となっている（「公的研究費の不正使用等の防止に関する関係府省の取組状況について」（平成 19 年 10 月 23 日 内閣府））。

国立大学法人等・独立行政法人について、国立大学法人等では 77%が不正告発窓口を設置（平成 18 事業年度）し、独立行政法人では、例えば、産業技術総合研究所にて、資金の適正な運営・管理を確保するため「最高管理責任者」及び「統括管理責任者」を設置したなど、概ね研究費の責任体系が明確化されており、不正使用防止体制が急速に整備されているところである。今後とも引き続き体制の充実を図り、公正で透明な資金管理を行っていくべきである。

4. 研究支援の強化

(1) 総論

創造的な研究開発活動の推進には、研究者が研究活動に専念できるよう研究支援体制を充実していくことが必要である。

総務省の科学技術研究調査報告書によれば、我が国の研究者数はこの平成19年度までの10年間は、ほぼ一貫して増加している（平成10年度 999,600人、平成19年 1,052,100人）一方、研究支援者に関してはほぼ減少傾向（平成10年度 268,500人、平成19年度 225,500人）にある（総務省「平成19年科学技術研究調査報告」）。我が国の研究者一人あたりの研究支援者数は0.27（平成18年度 0.26）であり（総務省「平成19年科学技術研究調査報告」）、欧州の3分の1程度という国際的に見ても極めて低い水準となっている。しかも、国立大学法人等に限ればその比率が更に7割弱程度（0.18）でしかない。その背景としては、国家公務員の定員削減に対して、国立大学法人等では主に研究支援者を削減することで対応してきたこと、更に、個々の研究者だけでなく国立大学法人等の組織全体として多くの研究成果を出すため、研究支援者の定員を研究者に振り替えて研究者の数を増加させてきたことがあげられる。

このような状況を踏まえ、「制度改革」において、「研究支援体制の構築」、「複数機関の協力及び民間活力の活用」などの提言を行ったところである。

いくつかの独立行政法人では研究支援体制の強化、研究支援者の待遇・評価について、先進的な取り組みがなされており、各国立大学法人・独立行政法人はこれら取り組みを参考として研究支援体制の強化に努めるべきである。

（２）各論

提言【４－１】研究支援体制の構築

- ・例えば、研究支援者の役割を明確化した上で、研究支援者を研究室などの単位ではなく一括して集中的に管理し学部横断的に活用できるよう、研究支援体制を組織・体系化するなど、各大学、研究機関や分野の方針に沿って研究支援体制を強化する。これにより研究支援体制を構築することができる。【平成 18 年度以降逐次実施】【大学及び研究機関を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

国立大学法人等・独立行政法人においては、東京工業大学の研究支援センター、物質・材料研究機構の共用基盤部門（ステーション）、産業技術総合研究所のテクニカルセンターのように、研究支援者を一括して集中的に管理し横断的に活用されている事例が見受けられる。

特に、物質・材料研究機構の共用基盤部門では、研究支援職種者に対して新たな俸給表を作り、研究職と別の昇格基準を設け、最終的には「ステーション長」にまで昇格できるというキャリアの道が明確化されている。

いまだ取組みが行われていない国立大学法人等・独立行政法人においては、研究支援者の一括管理、横断的活用の推進など、各大学等や分野の特性を踏まえ、研究支援体制を強化することにより、キャリアが明確になるようその道筋を明らかにし、研究支援業務をより魅力ある職種にしていくべきである。

提言【４－２】競争的資金の間接経費の充当日標の早期達成

- ・研究支援体制を充実していくためにも、競争的資金の間接経費 30%を早期に達成する。【平成 18 年度以降逐次実施】【競争的資金を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

全競争的資金 37 制度中、33 の制度において、直接経費の 30%を上限として間接経費の計上を可能としている。しかしながら、平成 19 年度の全競争的資金の平均間接経費率は 17%程度となっている。

今後は、間接経費の割合が 30%（上限）に達していない 4 制度（科学研究費補助金の一部、厚生労働科学研究費補助金の一部、研究拠点形成費等補助金（21 世紀 COE プログラム）、先進技術型研究開発助成金制度の一部）につ

いても可能となるようにするとともに、既に上限 30%を達成している制度においても、運用を見直し、直接経費の 30%の間接経費が確保されるようにし、研究支援体制の充実を図っていくべきである。

提言【４－３】複数機関の協力及び民間活力の活用

- ・例えば、研究支援体制の強化のため、規模の利益を活用し、複数の大学や研究機関の間で研究支援のネットワーク化を進め、大きな範囲での人材の育成活用を図る。
- ・また、これに応じて、民間の人材派遣機能を通じた組織外の優秀な人材の積極的活用を行う。【平成 18 年度以降逐次実施】【大学及び研究機関を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

科学技術振興機構では、研究支援者も含めた研究人材の求職者情報をそれぞれ収集・データベース化して、インターネットを通じて無料で提供しており、各機関は、これを活用し、研究支援体制の強化を図るべきである（<http://www.jst.go.jp/data/m4.html>）。

研究支援者における複数機関の協力については、ほとんどの国立大学法人等・独立行政法人において行われていない。研究支援者体制が不十分な研究機関もあるため、例えば、研究支援者について複数の研究機関によるネットワーク化を図ることなどにより、研究支援者の流動化を促進し研究支援体制の強化を図るべきである。

5. 女性研究者の活躍を拡大するための環境整備

(1) 総論

我が国は平成 17 年より人口の減少が始まり、世界中のどの国も未だ経験したことのない急速な少子高齢化の時代を迎えている。特に、わが国では高齢化が急速に進んでおり、わが国のレベル(65 歳以上の人口が全人口の約 20%)に、米国、英国、韓国、中国が達するのは約 20 年後の見込みである(出典:UN World Population Prospects 2006)。このような状況の中にあっても、我が国が科学技術分野における国際競争力を維持・強化するためには、これまで十分に活用されていなかった人材を有効に活用していかなければならない。

しかしながら、女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを示す指標である GEM (Gender Empowerment Measure) によれば、日本は、平成 18 年度は 75 カ国中 42 位(国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書 2006」)、平成 19 年度は 93 カ国中 54 位(国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書 2007/2008」)となっており、主要先進国中最下位となっている。科学技術の分野についても、我が国の女性研究者数はわずかに増加傾向(平成 18 年度 102,900 人から平成 19 年度 108,500 人)にあるが、その比率は 12.4%(平成 18 年度 11.9%)(総務省「平成 19 年科学技術研究調査報告」)と依然として国際的に見ると非常に低い状態にある(例えば、米国 32.5%、フランス 27.5%、イギリス 26.0%(内閣府「平成 19 年度版男女共同参画白書」))。このような背景の下、平成 18 年 3 月に閣議決定された第 3 期科学技術基本計画においても女性研究者の活躍促進に関する政策が明示され、政府として女性研究者の採用については自然科学系全体として 25%の数値目標を掲げた。

以上の状況を踏まえ、「制度改革」において、「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表」、「育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の拡充」などの提言を行ったところである。

これらの提言に対し、各省が行った取組みでは、例えば、厚生労働省では、有期雇用者の育児休業給付の条件を緩和するとともに「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表」について、第 169 回通常国会に次世代育成支援対策推進法の改正法案を提出している。また、国立大学法人等や独立行政法人においては、法が定める最低限の義務を果たすだけでなく、例えば

24 時間体制の学内保育所を設置した等一部では着実な進展が見られるが、制度的には、「有期雇用者の育児休業取得条件等の緩和」など多くの課題が残されている状況にある。

（２）各論

提言【５－１】【５－２】有期雇用者の育児休業取得条件等の緩和

- ・ 今後、利用者の置かれる状況を踏まえつつ、育児休業の取得及び育児休業給付に関する条件の更なる緩和や撤廃等について引き続き検討していくべきである。【「新しい少子化対策について」（平成 18 年 6 月 20 日少子化社会対策会議決定）を踏まえつつ、「育児休業の取得条件の緩和」については平成 18 年度より検討・平成 19 年度結論、「育児休業給付の取得条件の緩和」については平成 18 年度検討・結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省では、「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」（平成 19 年 9 月～）において、現在期間雇用者の休業のあり方も含め検討を行っており、平成 20 年夏にその結果を取りまとめる予定である。

また、育児休業給付の取得は、従前は有期雇用者の育児・介護休業法による育児休業の取得条件よりも厳しかったが、平成 19 年 8 月 1 日に厚生労働省は通知を発出し、同法律による育児休業の取得が認められる範囲と同じにした（「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部及び関係政省令の施行等に伴う雇用保険業務の運営について」（職発第 0801006 号厚生労働省職業安定局長））。

任期付任用の研究者が育児休業を取得する際、雇用期間が例えば、3 年の場合、休業取得は提言【５－１】のとおり、非常に厳しい状況に変わりはないため、今後は当該研究会において、育児休業の取得に関する条件の緩和について、労働者側（任期付任用研究者等）のニーズも十分に取り入れて検討を行うべきである。

提言【５－３】【５－４】育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の拡充

- ・大学及び研究機関の研究者のニーズに応えられるよう、複数の選択肢を用意し、それが出来ない場合には合理的な説明を義務付けることを検討する【平成 18 年度より検討・平成 19 年度結論】【厚生労働省】
- ・育児休業法施行規則第 34 条で規定されている事業主が講じるべき「勤務時間の短縮等の措置」に、「在宅勤務制度」を追加することを検討する。【平成 18 年度より検討・平成 19 年度結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省では、「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」（平成 19 年 9 月～）において、労働者のニーズに応えられるよう、勤務時間の短縮等の措置のあり方も含め検討を行っており、平成 20 年夏にその検討結果を取りまとめる予定である。

今後は、大学及び研究機関の研究者のニーズに応えられるよう、複数の選択肢の用意（それが出来ない場合は、その合理的な説明の義務化）及び事業者が講じるべき「勤務時間の短縮等の措置」への「在宅勤務制度」の追加について、当該研究会において、労働者側のニーズも十分に取り入れて検討を行うべきである。

提言【５－５】育児期間中の勤務時間の短縮等の措置（研究と育児の両立支援）の拡充

- ・大学及び研究機関においては、法が求める最低限の義務を果たすだけでなく、例えば、保育施設の運営時間を延長や、地域や大学の実状に即した保育施設の整備、長期間の出張時のベビーシッターとの連携、病児保育等、研究者のワークスタイルに合わせたきめ細かな対応をする。【平成 18 年度以降逐次実施】【大学及び研究機関を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

国立大学法人等・独立行政法人において、以下のような、研究と育児を両立するための先進的な取組みがなされている。

- ・職員の子育て支援対策として 24 時間対応の学内保育所を設置し、短期・長期の子供受け入れ体制を整備している（旭川医科大学）。

- ・ 女性研究者が研究と育児等の両立を可能とするための研究・実験補助者の雇用費用を補助している（京都大学）。
- ・ 育児と仕事の両立のために、保育園、幼稚園、学童保育が対応しない時間帯に子供を一時的に預けられるよう、「一時預かり託児支援制度」を設け、研究所近くの民間託児施設と一時預かり法人契約を結び平成 20 年 1 月 1 日より実施している（物質・材料研究機構）。
- ・ 平成 19 年度から、職員及び契約職員が子を一時的に預けなければ国内出張先での業務に就くことが難しいと認められる場合に、研究所が法人契約をしている民間託児所又はベビーシッターを利用できるようにした（産業技術総合研究所）。

文部科学省では科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラム（平成 18 年度採択 10 課題、予算額 5 億円、平成 19 年度採択 10 課題、予算額 8 億円、平成 20 年度予算額 15 億円）を実施し、女性研究者がその能力を最大限発揮できるようにするため、国立大学法人や公的研究機関を対象として、研究環境の整備や意識改革など、女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、その能力を十分に発揮しつつ研究活動を行える仕組みを構築するモデルとなる優れた取組みを支援している。

「女性研究者支援モデル育成」プログラムによるモデルは他機関の取組みの参考となるので、文部科学省は引き続きモデルの普及・定着に努めるべきである。

また、今後は全ての研究機関において、以上のような先進的な事例も参考とし、主体的かつ積極的に取り組んでいくべきである。

提言【５－６】採用や競争的資金の募集等における出産・育児期間への配慮

- ・ 出産・育児期間を考慮した年齢制限の緩和や出産・育児休業から復帰しやすくするための年複数回の応募時期の設定など、出産・育児期間を明確に考慮し研究者が不利にならないような措置を講じる。【平成 19 年度以降逐次実施】
【大学及び研究機関を所管する各府省・競争的資金を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

国立大学法人等・独立行政法人においては、以下のような先進的な取組み

が実施されている。

- ・ 出産・育児によりやむを得ず研究活動を中断した優れた若手研究者が円滑に研究現場に復帰する環境を整備するため、研究奨励金を一定期間支給し、研究再開活動への支援を行う特別研究員 RPD (Restart Post Doctor) を創設した (平成 18 年度 : 32 名、予算額 1.3 億円、平成 19 年度 : 34 名、予算額 2.6 億円、平成 20 年度予算額 3.5 億円) (日本学術振興会)。
- ・ 公募採用は年複数回 (原則年 2 回) 行っている (産業技術総合研究所)。
- ・ 職員採用にあたって、随時応募を受け付け、年に 4 回の職員採用審査を実施しており、広く採用を行っている。採用に当たっては、積極的な女性研究者の雇用促進のため、「女性研究者枠」を設け、女性研究者の採用を推進している (物質・材料研究機構)。

今後は、全ての国立大学法人等・独立行政法人においては、このような先進的な取組みも参考として、採用や競争的資金の募集等において、出産・育児期間に配慮すべきである。

提言【5-7】【5-8】出産・育児を考慮した業績評価及び任用期間の延長

- ・ 研究者の業績評価に当たって出産・育児期間について明確に考慮する。【平成 18 年度以降逐次実施】【大学及び研究機関を所管する各府省】
- ・ 任期付任用の研究者が出産・育児によりフルに研究活動が出来なかった場合には、本人の希望に応じて、一定期間任期を延長できるよう、大学及び研究機関において規定を設けることを検討する。【平成 18 年度検討・結論】【大学及び研究機関を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

出産・育児を考慮した業績評価について独立行政法人においては、以下のような取組みが行われている。

- ・ 法に定められた「育児休業等に関する不利益取扱の禁止」を実施するため、研究所の規程 (育児休業等に関する細則 第 16 条) に「定年制職員及び任期制職員は、育児休業等を理由として、不利益な取扱を受けない。」と明文化している (理化学研究所)。

- ・育児休暇等の取得により研究を行っていなかったものに対して、不利にならないよう業績評価制度を実施している（産業技術総合研究所、物質・材料研究機構）。

また、任用期間については、理化学研究所、産業技術総合研究所等において、出産・育児等により研究活動ができなかった期間を延長している。

全ての国立大学法人等・独立行政法人については、本提言内容の規則への明文化を図るなど、研究者の業績評価に当たって、出産・育児休業が不利益とならないようにすることは当然として、さらに出産・育児により研究できなかった場合は任期を延長できるよう検討すべきである。

提言【５－９】次世代育成支援対策推進法による行動計画の公表

- ・行動計画の実行についての説明責任を各組織に果たさせることにより、自主的な取組みを加速させるため、行動計画の公表を義務付けることを検討する。

【平成 18 年度より検討・平成 19 年度結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省は、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務付ける旨の法案を第 169 回通常国会に提出した。本法案が国会で可決されれば、職員数 300 人超の国立大学法人等・独立行政法人及び企業においては平成 21 年 4 月から、職員数 100 人超の国立大学法人等・独立行政法人及び企業においては平成 23 年 4 月から、行動計画の公表が義務づけられることになる。

6. 治験を含む臨床研究の総合的推進

(1) 総論

第3期科学技術基本計画では、基本姿勢の1つとして、研究成果の国民への還元をとりわけ重視している。治験を含む臨床研究は国民の健康増進に直接つながる成果還元のための研究開発手段であるだけでなく、その活性化は製薬産業等の発展を通じて、我が国にとって経済的にも大きな利益をもたらすと考えられる。そのため、臨床研究を進める上での制度的隘路を解消し、治験を含む臨床研究を積極的に推進していく必要がある。

しかしながら、現状では通常審査品目における平成18年度の新薬の総審査期間について、日本は米国に比べ約14ヶ月長い。

注)2004年の世界のベストセラー上位100医薬品のうち30%程度は日本で利用できない(平成18年6月:PharmaProject;IMSグローバルビュー)。

このような状況を踏まえ、「制度改革」において、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下機構という)の承認審査の迅速化・効率化」や、「被験者に対するインセンティブの付与」などの提言を行ったところである。

厚生労働省では、本提言を受け、ほとんど全ての事項について着実に取り組んできたところである。例えば、医薬品・医療機器の承認審査の迅速化・効率化に向け、国際的に整合のとれた基準の設定や機構の人員倍増を打ち出すとともに、被験者に対するインセンティブの付与のために先進的な医療技術に関する臨床研究について一定要件の下、研究的診療に保険の併用を可能とする措置などが創設された。

今後は、「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に示された、平成23年度までに新薬の上市までの期間について、申請前1.5年、申請後1年の合計2.5年短縮し、ドラッグラグを解消するという目標を達成するよう、引き続き努力すべきである。

(2) 各論

提言【6－1】【6－2】臨床研究支援体制等の整備・増強

- ・各大学等に分散する臨床研究支援機能を集約することにより、臨床研究を行う陣容を整え、様々な領域（基礎研究や工学、薬学、数学など）の人材を集約する。【平成 18 年度以降逐次実施】【文部科学省・厚生労働省】
- ・臨床研究支援拠点の整備において、公的研究投資が呼び水となって民間資金導入が一層の研究を活性化させていく好循環を目指す。【平成 19 年度以降逐次実施】【文部科学省・厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

文部科学省、厚生労働省では、「新たな治験活性化 5 か年計画」（平成 19 年 3 月 30 日 文部科学省・厚生労働省）に基づき、治験・臨床研究の推進のため、高度な治験や臨床研究を企画・運営出来る機関を中核病院として 10 力所（平成 19 年度予算額 10 億円、平成 20 年度予算額 10 億円）、治験・臨床研究を円滑に実施できる機関を拠点医療機関として 30 力所（平成 19 年度予算額 7.5 億円、平成 20 年度予算額 7.5 億円）、医療として実用化が見込まれる有望な基礎研究成果を開発している研究機関を「橋渡し研究支援推進プログラム」実施機関として 6 力所選定し、橋渡し研究支援機関充実強化、人材確保・育成や研究支援等治験・臨床研究活性化のため環境整備を実施している（平成 19 年度予算額 15 億円、平成 20 年度予算額 17.5 億円 文部科学省）。また、平成 19 年にこれらの機関の相互の連携を強化する場として、産業界も含めた協議会を設置し、過去 2 回開催した。

今後は、これらの機関の活動を評価・検証し、民間の活力も利用しつつ、様々な領域の人材の集約化を進め、臨床研究体制の整備・増強を引き続き行っていくべきである。

提言【6－3】臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成

- ・大学はこれまで以上に、医師を含む医療職のカリキュラムに臨床研究を盛り込む等、教育と研究において臨床研究を重視する必要がある、そのために生物統計学、臨床疫学等を実践的に教育し、臨床研究者を育てる機能を整備する。【平成 18 年度以降実施】【文部科学省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

文部科学省では、平成 19 年 3 月に「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の最終報告をとりまとめ、臨床研究に関する基本的知識の習得等、学部教育の充実に関する提言を行った。

また、文部科学省では、平成 19 年度より、「臨床研究・研究支援人材の養成」（社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム）に係る各大学の優れた取組みを選定し、支援をしている（平成 20 年度予算 1.6 億円）。

さらに、平成 20 年度より「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」において、複数の大学病院が緊密に連携協力し、より質の高い専門医や臨床研究者を養成する取組みについて支援することとしている（平成 20 年度予算 15 億円）。

各国立大学法人における個別の取組みとしては、以下のような取組みが行われている。

- ・平成 19 年度から大学院を改組し、倫理観を有する専門性の高い診療技術に裏打ちされ、優れた臨床研究・臨床試験推進能力を備えた臨床医を育成する「臨床研究者コース」を設けた（旭川医科大学）。
- ・平成 19 年度大学院教育改革支援プログラムの採択を受け、「治験総論」「患者管理と倫理」「医療統計学」等の講義を介して、質の高い臨床研究者の育成を図っている（千葉大学）。

国立大学法人においては、これらの取組みを参考として、さらに臨床研究者の人材の育成に努めるべきである。

提言【6－4】【6－5】臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成

- ・学会等と連携して臨床研究者が専門家として正当に評価される環境を作るなど、臨床研究・臨床試験を業績として評価することを推奨する取組みを行い、臨床研究実績を反映したキャリアパスを確立する。【平成 18 年度以降実施】
【文部科学省・厚生労働省】
- ・臨床研究者が日常診療の傍ら、研究に多大な時間と労力を費やすことを考慮し、研究従事者や支援者への経済的インセンティブの付与のために研究費を活用する。【平成 18 年度以降実施】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

「新たな治験活性化 5 か年計画」（平成 19 年 3 月 30 日）において、中核病院・拠点医療機関では、医師等の臨床業績の評価向上（院内処遇、学会の論文評価、学位の取得）が考慮されるよう取り組んでいくべき旨提言されている。

さらに、厚生労働省が実施した中核・拠点病院等におけるベースライン調査（平成 19 年 11 月公表）においても、改善を要する事項として、治験実施に関するインセンティブの向上への取組みが課題として挙がっており、厚生労働省では本調査をもとに今後の取組みを検討している。

また、各国立大学法人においては、以下のような取組みが行われている。

- ・大学病院に臨床病理部および腫瘍センターを設置し、腫瘍ボードを立ち上げ、国立がんセンターなどで臨床研究・臨床試験の実績のある者を教授、准教授として雇用した（北海道大学）。
- ・教員の個人評価において、臨床試験の実施について評価項目を設け、その実績を評価に反映している（島根大学）。

加えて、臨床研究者や支援者への経済的インセンティブの付与については、厚生労働省において、平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金のうち臨床研究基盤整備推進研究事業（12.3 億円）や治験拠点病院活性化事業（7.5 億円）により、人材を含めた臨床研究実施のための体制整備を図っている。

日本では、臨床研究を担う人材の不足が大きな課題となっており、総合科学技術会議が供給確保と多様化について検討を行うとともに、今後は、文部科学省・厚生労働省において、臨床研究者等の確保・育成に向けて具体的な

施策を引き続き検討し、実効性のある取組みを実施すべきである。

また、各国立大学法人においては、臨床研究を行う研究者のインセンティブの向上のために、上記の先進的取組みを参考とするなど、治験・臨床研究に対する取組みを業績として評価することを推奨する取組みを行い、臨床研究実績を反映したキャリアパスを確立すべきである。

提言【6－6】臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備

- ・「臨床研究に関する倫理指針」を治験にあるように法律に基づく実施基準に改正する。その際には、被験者に対する補償などを含めた臨床研究の被験者保護制度を確立し、かつ、臨床研究全体について ICH-GCP への準拠を原則とし、行政、医師・医療機関、被験者の適切なリスク・責任分担体制を整備する。【平成 18 年度以降実施】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

「臨床研究に関する倫理指針」（平成 15 年 7 月 30 日（平成 16 年 12 月 28 日全部改正）厚生労働省）については、平成 19 年 8 月より、有識者や患者の立場の方も参画した厚生労働省「厚生科学審議会科学技術部会臨床研究の倫理指針に関する専門委員会」において、現在、被験者の健康被害の防止・救済などを主要な論点として見直しに向けて検討を行っており、平成 20 年度中に見直しを実施する予定である。

厚生労働省においては、引き続き検討を重ね倫理指針の見直しを行うとともに、法律に基づく被験者に対する補償制度などの検討を進めるべきである。

提言【6－7】臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備

- ・臨床研究の安全性と品質管理の観点から、行政がモニタリング基準（研究のリスクに応じた基準）を明示し、監視機能を充実させるため、現在我が国で一部実施されている臨床研究登録情報をネットワーク化し、公開する。【平成 18 年度以降実施】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省では、臨床研究センターの大学病院医療情報ネットワーク（UMIN）、企業治験センターの財団法人日本医薬情報センター（JAPIC）、医師主導治験センター

の社団法人日本医師会治験促進センター（JMACCT）の３箇所に登録されている臨床研究に関する情報について、横断的に検索が可能なポータルサイト（<http://rctportal.niph.go.jp/>）を作成し、平成 19 年 10 月より試行し、平成 20 年 3 月より本運用が行われている。

今後は、このポータルサイトの周知を図っていくことが必要である。

提言【６－８】臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備

- ・マイクロドージングを含む探索的早期臨床試験について、その導入に向けて欧米のような指針を早急に検討する。【平成 18 年度より検討・平成 19 年度夏結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会報告書（平成 19 年 7 月 27 日厚生労働省）」において、マイクロドージングに関する指針を早期に公表することが求められるとの結論を得た。

これを踏まえ、厚生労働省では、平成 19 年末までに、被験者保護への十分な配慮や投与量設定に関する考え方などを盛り込んだ、薬事法に基づくマイクロドージングの試験に関するガイドライン案を作成しパブリックコメントを実施したところ。その結果を反映させたガイドラインを平成 20 年度早々に公表する予定である。

提言【６－９】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- ・機構は人員の拡大（審査人員をおおむね３年間で倍増）、治験着手から新薬承認までの期間短縮や人材の育成を図る工程表を示す。その際には、製薬企業からの審査費用の増額により、民間活力の活用を含む審査体制の拡充を図る。【平成 19 年度以降実施】【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省において、平成 19 年 3 月に機構の中期目標、中期計画を改定し、平成 23 年度までに新薬の上市までの期間について、申請前 1.5 年、申請後 1 年の合計 2.5 年短縮し、ドラッグラグを解消することを目標として、

平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で、平成 18 年 4 月 197 人の審査人員を 236 名増員（実績では、平成 19 年 4 月 206 名、平成 20 年 4 月 289 名）する旨等を明記した。

また、厚生労働省及び文部科学省が共同で、平成 20 年 1 月全国大学医学部長会議にて臨床系審査員の確保についての協力依頼を実施した。

「人材の育成を図る工程表」については、海外規制当局への派遣の拡充や中堅・管理職研修の充実強化等を内容とした工程表を平成 20 年 3 月 31 日に定めた。

提言【6－10】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- ・ 先端科学を応用した新薬や医療機器の治験相談や承認申請に対して、速やか且つ的確に対応できるように、研修を充実させるなど、審査官のレベルアップを図る。【平成 18 年度より検討・平成 19 年度夏結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

機構では、平成 19 年 10 月から、

- ・ 一般体系コースと専門体系コースの 2 コースに再編
- ・ ケーススタディ、メディカルライティング等の導入
- ・ 米国 FDA を参考にしたメンター制度の導入（10 月から試行）
- ・ 中堅職員、管理職の研修の充実
- ・ 国内外の学会、セミナー等への積極的な参加

を内容とする新研修プログラムに基づく研修を実施している。

今後は、これらのプログラムによる効果等を検証し、更なる審査官のレベルアップを目指して行くべきである。

提言【6－11】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- ・ 審査官の待遇を見直し、例えば医師・薬剤師等の現場経験者を優遇する制度などの整備を通じて、キャリア・パスを確立する。【平成 18 年度より検討・平成 19 年度夏結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

機構においては、平成 19 年 4 月に俸給表の見直しを行い、技術系職員の初任給については、より高い格付け（国家公務員（I 種採用者）より月額 1 万 4 千円増）とした。

また、厚生労働省の「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」の報告書（平成 19 年 7 月 30 日）において、「機構、医療現場、学会、大学等は、その勤務経験が適切に評価されるようなキャリアパスの仕組みや柔軟な採用形態について、積極的に検討し、必要な体制を構築すべき」旨の結論が明記された。

今後は、機構においては、上記検討会の結論を踏まえ、柔軟な採用形態の検討（既に兼業制度を活用した休日等の臨床業務への従事を実施済み。今後、週40時間以内の勤務形態の導入等を検討し、本年夏を目途に結論を得る予定。）や臨床現場との交流の推進（国立高度医療センター等からの臨床審査員の派遣や、同センター等における職員の派遣研修の実施）を実施していくべきである。

提言【6－12】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

・特に機構と規制対象の会社の関係に注意しつつ、機構の就業規則を緩和する。

【平成 18 年度より検討・平成 19 年度夏結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省では、「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」の報告書（平成 19 年 7 月 30 日）において、就業規則の見直しの必要性が盛り込まれたことを受け、機構運営評議会の了承を得、平成 19 年 10 月から以下のルールの見直しを行った。

- ・出身企業の医薬品等に係る業務は、これまでと同様、採用後 5 年間は禁止。
- ・採用後 2 年間は、採用前 5 年間で密接に関連する業務に従事させないというルールは適用しない。（採用後 2 年間管理職等には付けない、複数で担当等のルールは存続）

- ・ ルールの遵守状況についての、透明性の向上、チェックの厳格化を実施。

これら就業規則の緩和により、機構での企業出身者職員が、14 名（平成 19 年 10 月）から、20 名（平成 20 年 4 月）に増員された。

製薬会社・医療機器会社など民間での経験は承認審査を実施する上で役立つとの考えから、今後とも、引き続き民間経験者を積極的に活用していくことが期待される。

提言【6－13】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 厚生労働省は産業界の意見も聞いて、審査の透明化を図り、効率化を促進するために、承認審査基準を明確化する。【平成 18 年度より検討・平成 19 年度夏結論】【厚生労働省】 |
|---|

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省においては、承認審査基準について、関係学会や産業界の意見を聴きながら、疾患毎のガイドラインを今後順次策定することとしており、平成 20 年度は、心不全、経口糖尿病薬、腎性貧血に関するガイドラインを作成する予定である。

今後とも、関係学会や産業界の意見を把握しつつ、毎年ガイドラインを着実に作成・改正し、承認審査基準の明確化を進めていくべきである。

提言【6－14】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- ・従来の医療機器の審査基準を現状の医療開発水準に即したものに改正する。
【平成18年度以降逐次実施】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省において、医療機器の有効性、安全性、品質を担保しつつ、承認審査の合理化を図るため、現在の医療開発水準を踏まえた承認審査基準（承認基準）の策定を進めており、平成19年度までに35（うち、平成19年度は10基準策定）の承認審査基準を策定した。

今後とも、毎年着実に承認審査基準の策定・改正を進めていくべきである。

提言【6－15】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- ・日々改良を重ねる医療機器については、研究開発のスピードをいわずに遅延させないように、安全性と有効性を考慮しつつ、軽微な改良の場合、申請を不要とするなど判定基準の明確化するとともに、その申請不要の範囲の拡大を検討する。【平成18年度より検討・平成19年度夏結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省において、承認された医療機器の変更を行う場合について、一部変更承認申請が不要で、軽微な変更の届出の対象となる範囲を明確化するため、産業界を交えたワーキング・グループを設置し検討を進め、平成19年9月28日に通知「薬事法第14条第10項に規定する医療機器の承認事項の変更届の範囲の明確化について」を発出し、さらに具体的事例の公表に向け検討を進めている。

今後は技術の進歩を踏まえつつ、引き続き必要に応じて、「軽微な医療機器の改良」の範囲の見直しを図っていくべきである。

提言【６－１６】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- ・規制当局は海外治験データの国内での活用、既に海外で承認を受けた医療機器について審査の簡素化を図ってきたところであるが、継続して承認審査の合理化に取り組んでいく必要がある。【平成 18 年度より検討・平成 19 年度夏結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

機構では、既に海外で承認を受けた機器が国内で承認申請された場合、審査を合理的に進めるため、海外の治験データの活用などを行ってきた。

また、厚生労働省では、機構と連携しつつ、日米規制当局間の交流・情報交換を活性化させ、医療上のニーズの高い医療機器について、国際共同治験を推進するとともに、密接な情報交換のもとに協力して審査を実施する体制を構築し、効率的かつ迅速な審査を進めるための施策の検討を行い、医療機器の承認におけるタイムラグの改善を図るために、H B D (Harmonization By Doing) プロジェクトを実施している。

今後とも、このような取組みを継続し、承認審査の合理化に努めるべきである。

提言【６－１７】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- ・機構の医療機器専門審査官の充実・育成を図る。【平成 19 年度より実施】【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

機構における医療機器審査部門の総人数及び分野別人数は、

平成 16 年 3 月 17 名（工学 2、薬学 9、理学 3、獣医 1、歯学 2）

平成 20 年 2 月 29 名（工学 13、薬学 8、理学 2、獣医 1、歯学 3、医学 2）

平成 20 年 4 月 35 名（工学 13、薬学 10、理学 5、獣医 2、歯学 3、医学 2）

となっており、体制が着実に強化されている。

また、平成 19 年 10 月から、

- ・一般体系コースと専門体系コースの2コースに再編
- ・ケーススタディ、メディカルライティング等の導入
- ・中堅職員、管理職の研修の充実
- ・国内外の学会、セミナー等への積極的な参加

等の研修プログラムを実施し、医療機器専門審査官の育成を図っている。

今後は、これらのプログラムによる効果等を検証し、更なる審査官のレベルアップを目指して行くべきである。

提言【6－18】独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化

- ・細胞・組織を利用した医療機器や医薬品の審査を迅速化、効率化するために、細胞・組織を利用した新技術の安全評価基準を明確化し、かつ確認申請もしくは治験計画届に係る調査において重複する部分を簡素化する。【平成18年度より検討・平成19年度夏結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省において、確認申請と治験計画届で求める添付資料の重複を排除する等の通知改正（平成19年3月30日）を行った。

また、厚生労働省において、自己の細胞・組織を加工した医薬品等の安全性評価基準を明確化するため、平成19年8月末までに指針案をとりまとめ、パブリックコメントを実施し、そのコメントを踏まえた見直しを行い、以下の内容の通知を発出した。

- ①自家細胞・組織加工製品を対象とした安全性評価基準（平成20年2月8日）
 - ・各種感染症等の確認の簡素化、免疫適合性の確認が不要であることの明確化など、自家の特徴を反映した基準を作成。
 - ・安全性確認申請時点における評価事項を明記（例えば、製品の規格について、少数検体の実測値を踏まえた暫定規格で差し支えないことなど）。
- ②自家細胞・組織製品を対象とした製造・品質管理の考え方（平成20年3月27日）

- ・患者から直接細胞・組織を採取することから、必要最小限の検体で品質管理を行うことが必要。現在の製造・品質管理に関する基準項目の中で実行が困難な部分については実施しなくてもよいとするなど、柔軟な対応方策について考え方を作成。

また、他家の組織・細胞を加工した医薬品等の安全性評価基準については、指針案を検討し、平成 20 年 3 月から 4 月までパブリックコメントを実施したところ。

今後は、iPS 細胞等の研究の進捗に応じて、これらを改正していくことが期待される。

提言【6－19】国際共同治験の推進

- ・国内外の治験データの有効活用の促進のために、日本の GCP や、その運用のあり方について検討する。治験を迅速化しコストを下げるために、IT を利用した施設間のネットワーク作りや治験に係る書類様式の統一化する。【平成 18 年度以降実施】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

国内外の治験データの有効活用については、厚生労働省において、平成 19 年 9 月の「治験のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、治験データ等必要な文書の整理を行い、昨年 10 月に公表するなど、GCP の運用改善を図った。また、GCP そのものについても、国際的な GCP ガイドラインにほぼ準拠するよう、同検討会の結果及びパブリックコメントの結果を踏まえ、平成 20 年 2 月に GCP 省令について、治験審査委員会の設置、治験計画の届け出事項の見直し、必須文書の整理合理化（従来の 127 から 60）等を内容とした改正を行った。

治験の迅速化・低コスト化については、厚生労働省において、中核病院・拠点医療機関等の連携の連携推進のために、専用の HP を設け、情報の共有化を図っている。また、治験依頼者と実施者間で使用する統一的な書式について、平成 19 年 12 月には厚生労働省より都道府県等に対し、平成 20 年 1 月には文部科学省より国公立大学付属病院に対し通知した。

提言【6－20】治験の情報提供活動の規制緩和

- ・ どの医療機関で何の薬剤の臨床研究（治験）を行っているかを明確にし、被験者が治験・臨床試験に参加しやすくするために、インターネット等を通じた情報提供や広告規制のあり方を検討する。【平成 18 年度以降実施】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省は、平成 19 年 3 月 30 日に「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」（医療広告ガイドライン）を策定し、従来は認めていなかった、治験薬の一般的名称（成分名）又は開発コードについても、情報提供・広告を可能とした。

また、インターネットサイト等を利用した情報提供については、従来から「公的機関等が運営するインターネットサイト等の媒体を利用して、製薬企業が治験を含む臨床研究に関する情報提供を行う場合」については、薬事法 68 条に規定する「広告」には該当しないとしてきたところであるが、改めて周知を図るため、平成 19 年 7 月 27 日付事務連絡として都道府県に対し、厚生労働省は文書を発出した。

提言【6－21】被験者に対するインセンティブの付与

- ・ 治験で認められているのと同様に、一定の条件の下、欧米の制度を参考にしつつ臨床研究においても研究的診療に保険診療の併用を可能とする。【平成 18 年度より検討・平成 19 年度夏結論】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

平成 20 年 4 月より高度医療評価制度において、保険の対象とされていない医療技術を含む臨床研究について、有効性・安全性の確保が期待できる体制等一定要件の下で保険を併用することが可能となった。薬事法の承認が得られておらず、保険が適用されていない医療機器等の使用を伴う先進的な医療技術を含む臨床研究について、一定の技術要件及び施設要件（特定機能病院または同等の体制等）を満たせば入院料、検査等の基本診療について保険の利用が可能となった（平成 20 年 4 月 1 日より）。

今後は、当該制度の周知徹底や、その活用の促進を図っていくべきである。

提言【６－２２】被験者に対するインセンティブの付与

- ・入院や外来等の形態を問わず、治験の参加の度合いや負担に配慮した支払いを行うことについて検討する。【平成 18 年度以降実施】【厚生労働省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

厚生労働省は、「新たな治験活性化５カ年計画」（平成 19 年 3 月 30 日）において、被験者の負担軽減の在り方を検討することを盛り込んでおり、治験の倫理性と科学的信頼性を確保しつつ、治験を促進できるような方策について、現場の実態や関係者との協議等も踏まえつつ検討していくこととしている。

我が国は治験参加者が少ない等のため、治験期間の長期化につながっていることから、引き続き検討を進め、出来るだけ早期に結論を出すべきである。

7. 国民の科学技術に対する理解の増進

(1) 総論

科学技術創造立国を実現していくに当たって、国民の科学技術に対する関心や理解度の高さがその大前提として必要である。特に、国費を投じた研究成果を実際の国民生活に適切に還元していくためには、国民がその内容や必要性について適切に理解し、高い関心を有することが重要であるとともに、科学技術に関わる側が積極的に社会と接することにより、国民とともに科学技術について考え、科学技術活動に対する支持を得ていくようにする必要がある。

しかしながら、内閣府が継続的に行っている「科学技術と社会に関する世論調査」によれば、30才未満の若年層の場合、科学技術に関心がある（「関心がある」、「ある程度関心がある」との回答）と回答したものの割合は、昭和51年の約7割弱から平成19年の約6割弱と低下している。また、科学技術について知る機会や情報の提供が不十分であると感じている者が、65%（平成19年12月「科学技術と社会に関する世論調査」）と依然として多いとの課題もある。

また、平成18年に行われた「OECD生徒の学習到達度調査（PISA）」においては、15歳児を対象とした調査で、科学への興味・関心や科学の楽しさを感じている生徒の割合は、OECD平均（63%）よりも低い結果（50%）となっている。これらの状況を改善するために、「理解増進活動全体の体系化・組織化」、「競争的資金制度における理解増進活動の充実」などの提言を行ったところである。

各府省や各国立大学法人等・独立行政法人などの研究機関では、様々な取り組みが行われているが、上記調査の通り、国民の科学技術に対する理解度はいまだ低い状態であり、各機関においては、児童生徒、教員、成人等それぞれの関心や理解度を踏まえ、理解増進活動の抜本的強化を行うべきである。

(2) 各論

提言【7-1】【7-2】理解増進活動全体の体系化・組織化

- ・理解増進活動について、全体像を把握し、活動の体系化、関係団体等のネットワーク化などを図る。【平成 18 年度以降逐次実施】【文部科学省】
- ・情報収集やネットワーク化などの活動について、中核として担当する機関を定めて、関係団体等の連携のもとに行う。【平成 18 年度以降逐次実施】【文部科学省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

理解増進活動の全体像の把握及び活動の体系化については、科学技術振興機構のポータルサイト「Science Portal」(<http://scienceportal.jp/>)に、国内外の研究機関等における理解増進活動に関する情報が取りまとめられている。

また、全国に存在する科学館については、それらの活動の促進及びネットワークの構築を目指し、「全国科学館連携協議会」が設置（平成 5 年 1 月～）され、日本科学未来館を事務局（平成 14 年 3 月～）として、巡回展・展示物の貸出や、海外科学館等の視察研修、国内科学館職員研修、地域ごとの活動推進等を行っている。

さらに、科学技術振興機構では、研究者コミュニティの形成や研究者と市民との双方向コミュニケーションを促進するために、各地で活動する NPO や企業、公的機関、大学研究室等の団体や、ボランティア活動や研究を行う個人が、シンポジウム、ワークショップ、ショー、展示等の企画を実施する、「サイエンスアゴラ」の場を設定している（平成 18 年度予算額 0.3 億円、平成 19 年度予算額 0.2 億円、平成 20 年度 0.2 億円）。

今後も引き続き、これらの活動を一層強化していくべきである。

提言【7-3】理解増進活動全体の体系化・組織化

- ・科学技術への関心や理解度に係る状況を等について継続的に把握し、理解増進活動全体の効果を高めるよう、フィードバックする。【平成 18 年度以降逐次実施】【文部科学省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

文部科学省では、平成 19 年 12 月に内閣府が実施した「科学技術と社会に関する世論調査」において課題となった「科学技術に関する知識・情報を得る機会が少ない」(65.1%)、「学校での理数系授業では科学的センスが育たない」(49.6%)等について、体験的な学習機会を充実させるため、学校において外部人材を活用する事業を実施している。

また、最近の「遺伝子組換え技術による研究開発成果に関する意識調査」(平成 20 年 3 月 内閣府)によれば、中学理科教員への、「自分自身の「遺伝子組換え技術」に対する理解度をどの程度と考えているか」という問いに対して、「あまり理解していない」、「ほとんど理解していない」と答えた割合が 49.8% (高校理科教員では 15.2%) となっており、教員の遺伝子組換え技術に関する理解度が低い。

今後は、文部科学省が学校の教育現場などからの意見を集約し、科学技術への関心や理解度に係る状況を継続的に把握し、そのフィードバックに努めるべきである。

提言【7-4】【7-5】大学や研究機関における理解増進活動の恒常化

- ・研究機関においては、例えば、担当する組織体制の整備や機関の研究費総額に対する理解増進に係る事業経費の比率について目標を設定するなどしながら、理解増進活動の具体的な行動計画を策定して、その組織的な強化を図ることを検討する。【平成 19 年度以降逐次実施】【研究機関を所管する各府省】
- ・大学においては、研究活動等の実情を踏まえつつ、理解増進活動を重要な活動として位置付け、競争的資金への関係経費の積極的な計上や間接経費等の有効な活用を図るなどしながら、教育研究機関としての特性を活かした理解増進活動の組織的な取り組みを強化する。【平成 19 年度以降逐次実施】【文部科学省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

理解度増進のための組織的な活動としては、以下のようなものがある。

①独立行政法人について

- ・理解増進のための専属職員(平成 20 年 3 月現在 6 人)を配置している。また、研究成果の発信に当たって、科学ライター(平成 20 年 3 月現在 1 人)による発信をしたり、日本科学未来館等外部機関との連携により、理解増進活動を実施している(理化学研究所)。
- ・研究者等が研究成果等のプレス発表を行う際には、広報・ポータル部に所属する広報参与(1 名:報道機関において、長年、科学技術関係に関する報道に従事)が一般に分かり易く、かつ、記者が興味を持ち報道してくれるようなリリース文になるよう、専門用語を使わない表現や簡潔で分かり易い文章に改める等の指導・助言を行っている(科学技術振興機構)。
- ・先端科学技術に関する理解増進のため、日本科学未来館内に科学コミュニケーター(平成 20 年 3 月現在 43 人)を開館当初(H13.7)から配置し、展示開発における研究者の企画参加、展示フロアでの研究者によるアウトリーチイベント「展示の前で研究者に会おう」の開催、研究機関との企画展示等の共同開催等を行っており、更に大学・研究機関と学術研究相互協力に関する協定書を締結し連携を深めている(日本科学未来館)。
- ・宇宙素材の教育現場での利用拡大等を目的として、全国各地の教育委員会及び総合教育センターと連携し、学校の教員を対象に、宇宙観測によるデータ等を活用した教材の紹介などの教員研修プログラムを実施している(宇宙航空研究開発機構)。

今後は他の独立行政法人においても、これらの活動を参考としながら、理解増進活動の組織的な強化を図るべきである。

また、特に、今回の調査では、理解増進に係る事業経費の比率についての目標設定(海洋研究開発機構)、理解増進活動の具体的な行動計画の策定については、ほとんどの研究機関で行っていなかったため、これらの活動も積極的に行うことが望まれる。

②国立大学法人等について

国立大学法人等における理解増進活動として、以下のような取組みなどが、87 大学法人及び 4 共同利用機関法人中、78 法人とほとんどで実施されてい

る。

- ・研究者や大学における最先端の研究成果に、小学校高学年～高校生が接する機会を設ける事業（宮崎大学）
- ・一般市民を対象とした各種公開講座の実施（大阪大学）

今後とも、これらの活動を継続していくとともに、今回の調査では見当たらなかった競争的資金への関係経費の積極的な計上や、間接経費等の有効な活用についても積極的に検討していくことが必要である。

提言【7－6】競争的資金制度における理解増進活動の充実

- ・競争的資金制度における理解増進事業の実施、採択課題における理解増進活動の推奨などの取組みを行う。【平成 19 年度以降逐次実施】【競争的資金を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

科学研究費補助金では、「研究成果公開促進費」（平成 19 年度実施実績 59 件、予算額 1.6 億円）において、研究者グループ等による学術的価値の高い研究成果の社会への公開を支援している。また、配分機関である日本学術振興会において、小学 5・6 年生、中学生、高校生を対象に、研究成果をわかりやすく伝える事業「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」（平成 19 年度実施実績 112 件、予算額 0.7 億円、平成 20 年度予算額 0.7 億円）を実施している。

また、科学研究費補助金により支援した研究活動における最近の研究成果をわかりやすく紹介するニュースレター「科研費NEWS」を平成 19 年度より新たに発行している。

科学技術振興調整費では、科学技術振興調整費重要課題解決型研究（平成 19 年度 27 件予算額 68 億円、平成 20 年度予算額 30 億円）において、採択課題における理解増進活動の実施を義務付けている。

その他の競争的資金でも成果のホームページ等への公開が行われているが、これら成果の公開にとどまらず、研究者だけでなく国民への成果の還元を行うため、研究者でない一般国民が興味を持てるよう面白くわかりやすくすることを心がけるべきである。

競争的資金制度を利用した研究成果全般について、科学技術振興調整費重要課題解決型研究のように理解増進活動を義務付けることを検討すべきである。

提言【7-7】研究者コミュニティにおける理解増進活動の位置付けの向上

- ・理解増進活動に対する評価の向上などを図る。【平成 18 年度以降逐次実施】
【大学及び研究機関を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

いくつかの国立大学法人等・独立行政法人では、個人の業績評価の項目の一環として、理解増進活動も考慮している（49 国立大学法人等、物質・材料研究機構等）。

理解増進活動を評価の対象としていない機関は、評価項目の一環としてこれを考慮すべきである。

提言【7-8】研究者コミュニティにおける理解増進活動の位置付けの向上

- ・アウトリーチ活動の組織的な展開や理科増進活動を評価した顕彰、現役を退いた者を含め理解増進活動に関わりやすくする仕組みを設けるなどより一層の取組みを行う。【平成 18 年度以降逐次実施】【日本学術会議や学協会を所管する各府省】

【進捗状況及び今後の取組みについて】

日本学術会議や学協会において、科学技術理解増進活動や理数教育の振興に熱心に取り組む会員に対し、その啓蒙活動に対する表彰や一般市民と研究者が定期的に意見交換をするための懇談会の設置、一般市民を対象としたサイエンスカフェによる意見交換などを実施している。

今後とも、このような理解増進活動の取組みを一層強化すべきである。

対象独立行政法人一覧

所管府省	法人名
内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構
総務省	情報通信研究機構
財務省	酒類総合研究所
文部科学省	放射線医学総合研究所
	防災科学技術研究所
	物質・材料研究機構
	理化学研究所
	科学技術振興機構
	海洋研究開発機構
	日本学術振興会
	宇宙航空研究開発機構
	国立特殊教育総合研究所
	国立科学博物館
	国立国語研究所
	文化財研究所
	日本スポーツ振興センター
	日本原子力研究開発機構
厚生労働省	国立健康・栄養研究所
	労働安全衛生総合研究所
	医薬基盤研究所
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構
	農業生物資源研究所
	農業環境技術研究所
	国際農林水産業研究センター
	森林総合研究所
	水産総合研究センター

経済産業省	製品評価技術基盤機構
	産業技術総合研究所
	新エネルギー・産業技術総合開発機構
	情報処理推進機構
	中小企業基盤整備機構
	原子力安全基盤機構
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構
	工業所有権情報・研修館
国土交通省	土木研究所
	建築研究所
	交通安全環境研究所
	海上技術安全研究所
	港湾空港技術研究所
	電子航法研究所
環境省	国立環境研究所

独立行政法人は以下のものを対象とした。

- 法人全体の予算またはその一部が科学技術関係経費として登録されている独立行政法人。
- 運営費交付金のうち、科学技術関係経費に登録されている割合が10%未満または額が5億円未満のものは除外。

国立大学法人等一覧

国立大学法人 (87) ※平成 19 年 10 月より 86 法人 (大阪大学と大阪外国語大学が統合)
北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、(※大阪外国語大学)、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学
大学共同利用機関法人 (4)
人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

(表 3)

競争的資金制度一覧(平成 19 年度)

省庁名	担当機関	制度名
内閣府	内閣府	食品健康影響評価技術研究
総務省	総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度
	情報通信研究機構	先進技術型研究開発助成金制度
		民間基盤技術研究促進制度
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度
文部科学省	文部科学省	科学研究費補助金
	日本学術振興会	
	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業
	文部科学省	科学技術振興調整費
		研究拠点形成費等補助金（21世紀COEプログラム）
		研究拠点形成費等補助金（グローバルCOEプログラム）
		世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム
		キーテクノロジー研究開発の推進（ナノテク融合、社会のニーズを踏まえたライフサイエンス、次世代IT）
		地球観測システム構築推進プラン
		原子力システム研究開発事業
	科学技術振興機構	先端計測分析技術・機器開発事業
		革新技術開発研究事業
		独創的シーズ展開事業
		産学共同シーズイノベーション化事業
		重点地域研究開発推進プログラム
		地域結集型研究開発プログラム等
厚生労働省	厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金
	医薬基盤研究所	保健医療分野における基礎研究推進事業
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業
		生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業
	農林水産省	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業
		産学官連携による食料産業等活性化のための新技術開発事業

経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	産業技術研究助成事業
		イノベーション実用化助成事業
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
	経済産業省	地域新生コンソーシアム研究開発事業 革新的実用原子力技術開発費補助事業
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
	国土交通省	建設技術研究開発助成制度
環境省	環境省	環境技術開発等推進費
		廃棄物処理等科学研究費補助金
		地球環境研究総合推進費
		地球温暖化対策技術開発事業

(注) 本フォローアップでは、平成 19 年度の競争的資金制度について、平成 16 年度～平成 19 年度の年度繰越実績及び交付時期を調査した。

「総合科学技術会議 基本政策推進専門調査会」専門委員名簿

会長	相澤 益男	総合科学技術会議議員
	薬師寺泰蔵	同
	本庶 佑	同
	奥村 直樹	同
	郷 通子	同
	榊原 定征	同
	石倉 洋子	同
	金澤 一郎	同

(専門委員)

青木 初夫	アステラス製薬(株)代表取締役共同会長、日本製薬工業協会会長
荒川 泰彦	東京大学先端科学技術研究センター教授
大森 彌	東京大学名誉教授
貝沼 圭二	農林水産技術会議委員、元国際農業研究協議グループ科学理事会理事
垣添 忠生	国立がんセンター名誉総長
北城恪太郎	日本アイ・ビー・エム(株)最高顧問
小舘香椎子	日本女子大学教授
小宮山 宏	東京大学総長
桜井 正光	(株)リコー代表取締役会長、(社)経済同友会代表幹事
住田 裕子	弁護士
竹内佐和子	京都大学客員教授
田中 明彦	東京大学大学院情報学環教授、東京大学東洋文化研究所教授
田中 耕一	(株)島津製作所フェロー 田中耕一記念質量分析研究所 所長
谷口 一郎	三菱電機(株)相談役、(社)日本経済団体連合会評議員会副議長
戸塚 洋二	東京大学特別栄誉教授
中西 重忠	(財)大阪バイオサイエンス研究所 所長
中西 準子	(独)産業技術総合研究所化学物質リスク管理研究センター長
中西 友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
原 早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師、金融審議会委員
細川 興一	防衛大学校客員教授
毛利 衛	日本科学未来館長
森 重文	京都大学数理解析研究所教授
柳井 俊二	国際海洋法裁判所判事
若杉 隆平	京都大学経済研究所教授、慶應義塾大学客員教授

制度改革ワーキング・グループ

<制度改革ワーキング・グループ メンバー>

座長	薬師寺泰蔵	総合科学技術会議議員
	青木 初夫	アステラス製薬（株）代表取締役共同会長、
		日本製薬工業協会会長
	垣添 忠生	国立がんセンター名誉総長
	小宮山 宏	東京大学総長
	住田 裕子	弁護士
	若杉 隆平	京都大学経済研究所教授、慶應義塾大学客員教授

（アドバイザー（総合科学技術会議議員））

相澤 益男
本庶 佑
奥村 直樹
郷 通子
榊原 定征
石倉 洋子
金澤 一郎

審議経過及び制度改革ワーキング・グループによるヒアリング対象者

【各省ヒアリング】

【法務省】3月18日（火）10：00～11：00 合同庁舎4号館7F 743会議室
法務省 入国管理局 総務課入国管理企画官室 入国管理企画官 坂本 貞則
同 補佐官 藤田 小織
同 係長 中園 和貴

【環境省】3月18日（火）11：00～11：30 合同庁舎4号館7F 743会議室
環境省 総合環境政策局環境研究技術室室長 立川 裕隆
国立環境研究所 総務部長 加藤 正男
同 企画部 企画部広報・国際室 研究企画主幹 広兼 克憲

【総務省】3月18日（火）11：30～12：00 合同庁舎4号館7F 743会議室
総務省 情報通信政策局技術政策課 企画官 松井 俊弘
同 技術企画調整官 平 和昌
消防庁 予防課消防技術政策室 室長 鈴木 和男
独立行政法人 情報通信研究機構 総合企画部 総括 門脇 直人
同 連携研究部門 グループリーダー 伊藤 泰典
同 民間基盤部門 グループリーダー 中村 治幸

【経済産業省】3月19日（水）10：00～11：30 合同庁舎4号館4F 第4特別会議室
経済産業省 大臣官房審議官（産業技術担当）徳増 有治
同 産業技術総合研究所室 室長 都築 秀明
産業技術総合研究所 能力開発部門長 塩田康一
同 人事室総括チーム長 屋代 久雄
経済産業省 産業技術政策課 統括技術戦略企画官 岡田 武
同 研究開発課 課長補佐 師田 晃彦
同 大学連携推進課 課長補佐 住谷 安史
同 地域技術課 課長補佐 黒瀬 芳紀
資源エネルギー庁 原子力政策課 企画官 新井 憲一
石油天然ガス・金属鉱物資源機構 課長代理 関川 弘樹

【文部科学省】3月21日（金）10：00～12：00 合同庁舎4号館4F 第4特別会議室
文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課長 永山 賀久
同 医学教育課長 三浦 公嗣
同 専門教育課長 藤原 章夫
同 科学技術・学術政策局研究基盤課 課長 山脇 良雄
同 科学技術・学術政策局政策課 課長補佐 西條 正明

同 研究振興局 基礎基盤研究課 課長補佐 鎌田 俊彦
同 研究開発局 原子力研究開発課 課長補佐 田中 義男 他

【厚生労働省】3月21日（金）13：00～14：00 合同庁舎4号館4F第4特別会議室

厚生労働省 年金局国際年金課長 小鹿 昌也

同 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長 定塚 由美子

同 大臣官房厚生科学課 研究企画官 坂本 純

同 職業安定局雇用保険課 課長補佐 長良 健二

【外務省】3月24日（月）10：00～10：30 合同庁舎4号館7F 743 会議室

外務省 国際科学協力室主席 小林 成信

【農林水産省】3月24日（月）10：30～11：00 合同庁舎4号館7F 743 会議室

農林水産技術会議事務局 研究総務官 小栗 邦夫

同 主席研究開発企画官 長谷部 亮

同 先端産業技術研究課 課長補佐 小林 正寿

農業・食品産業技術総合研究機構 総合企画調整部長 小巻 克巳

【厚生労働省】3月25日（火）10：30～12：00 合同庁舎4号館4F第2特別会議室

厚生労働省医政局研究開発振興課長 新木 一弘

同 治験推進室長 林 憲一

同 医薬食品局審査管理課長 中垣 俊郎

同 医療機器審査管理室長 俵木 登美子

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全管理監 川原 章

同 企画調整部長 稲川 武宣

4月16日（水）第4回制度改革 ワーキング・グループ

4月22日（火）第8回基本政策推進専門調査会

5月 第75回総合科学技術会議